

諸塚村定員管理計画

(令和3年度～令和7年度)

諸塚村

《 目 次 》

1. 定員管理計画策定の趣旨	1
2. 現在の状況	2
(1) 職員数の推移	
(2) 採用者・退職者数の推移	
(3) 職種別職員数	
3. 職員数の年度別定員管理計画	5
(1) 実施方針	
(2) 計画期間	
(3) 目標数値	
4. 定員管理の手法	7
(1) 事務事業の見直しと行政事務の効率化	
(2) 組織機構の見直し	
(3) 再任用職員、会計年度任用職員の活用	
(4) 人材育成	
(5) 働き方改革	

1. 定員管理計画策定の趣旨

村民の行政に対するニーズは高度化・多様化しており、行政の果たすべき役割はますます増大しています。限られた資源の中で、最小の経費で最大の効果を達成するためには、目標を定め全庁的な事務事業や組織体制の見直しを行う必要があります。

本村ではこれまで、第1次定員適正化計画(平成12年度～平成16年度)に始まり、第2次定員適正化計画(集中改革プラン:平成17年度～平成21年度)、その後は諸塚村行財政改革大綱により令和2年度まで、職員の削減を中心に定員管理に努めてきました。

今回、多様化する行政ニーズと少子高齢化に対応するとともに、働き方改革の視点も取り入れながら、自立可能な簡素で効率的な行財政運営に取り組むべく「諸塚村定員管理計画」を策定するものです。

2. 現在の状況

道路管理業務及び給食調理員等の技術労務職員の減少により平成24年度までは全体でも減少していましたが、診療所基準に基づく看護師の増加及び低年齢保育の開始による保育士の増加等によりここ数年は職員数が増加傾向にあり、令和2年4月1日現在の職員数は82人となっています。この中には、県等からの派遣職員、再任用職員も含まれています。

(1) 職員数の推移

※県等派遣職員、嘱託職員、再任用職員を含む。 (単位:人)

年度 \ 部門	一般行政 ()は保育士	教育部門 ()は幼稚園教諭	公営企業部門 ()は看護師	合計
平成12年度	56 (3)	14 (4)	23 (16)	93
平成16年度	49 (2)	14 (5)	21 (14)	84
平成20年度	45 (2)	10 (3)	19 (12)	74
平成24年度	47 (2)	9 (3)	18 (11)	74
平成27年度	47 (2)	8 (3)	22 (14)	77
平成28年度	46 (3)	9 (3)	21 (14)	76
平成29年度	46 (4)	9 (3)	21 (14)	76
平成30年度	49 (4)	9 (3)	22 (15)	80
平成31年度	47 (3)	10 (4)	23 (16)	80
令和2年度	49 (5)	10 (4)	23 (16)	82

※ 公営企業部門は、診療所をいう。

※ 村が人件費を支出している県等派遣職員、嘱託職員、再任用職員を含む。

(2) 採用者・退職者の推移

定年退職者について補充を行っています。また、行政需要に対応するため保育士、看護師等の専門職の採用が増えました。

年度	H28	H29	H30	H31	R2
職員数	76	76	80	80	82
採用者	5	2	7	4	5
退職者	2	3	4	3	6

(3) 職種別職員数

職種別職員数の内訳では、一般職が58.6%を占め、以下、診療所 医師・看護師・技師、保健師・保育士、技能労務職の順となっています。

職 種	人 数	比率(%)
一般職(技術職含む)	48	58.6
診療所(医師・看護師・技師)	21	25.6
保健師・保育士(幼稚園教諭含む)	12	14.6
技能労務職	1	1.2
計	82	100.0

3. 職員数の年度別定員管理計画

(1) 実施方針

高度化・多様化していく行政需要に対して、限られた職員数で柔軟かつ弾力的に対応するため、機構の整理を行いながら、適切な職員配置と定員管理に努めます。

(2) 計画期間

この計画は、諸塚村行財政改革大綱との始終の整合を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とします。

(3) 目標数値

年度 \ 部門	一般行政	教育部門	公営企業部門	合計
令和3年度	51	9	24	84
令和4年度	51	9	24	84
令和5年度	50	9	24	83
令和6年度	49	9	24	82
令和7年度	49	9	24	82

※ 公営企業部門は、診療所をいう。

※ 村が人件費を支出している県等派遣職員、嘱託職員、再任用職員を含む。

4. 定員管理の手法

(1) 職員の意識改革・人材育成の推進

職員一人一人が自己啓発に努め、行財政運営について高い意識を持つ必要があることから、人材育成の目的や方策等を明確にし、中長期的かつ総合的な観点から職員の能力開発を効果的に推進するよう努めます。

(2) 事務・事業の見直し

多様な行政需要に対応するため、事務・事業の整理統合等を行うとともに、ICTの活用や、民間活用等を行い、事務・事業の効率化を図ります。

(3) 組織機構の見直し

多様化する村民のニーズや行政課題に対して、柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じて組織機能の見直しを行い、機能の充実・向上に努めます。

(4) 広域行政の推進

地域の中から発生する様々な課題を解決し、住民福祉を向上させるため、事務事業やサービスの充実度の点検を行い、村単独では困難なもの、広域での処理が効果的なものについては、他自治体との連携を図り、広域行政を推進します。

(5) 再任用職員・会計年度任用職員の活用

豊富な行政経験・技術を活用できる業務について、再任用職員を活用します。また、専門的な知識経験を活用する業務や一定期間の業務量増加が見込まれる業務等について、会計年度任用職員を活用します。

(5) 働き方改革への対応

職員の長時間労働の抑制や、有給休暇等の休暇取得推進など、働きやすい職場の環境整備に務めます。